



保 医 発 0 8 0 8 第 5 号  
平 成 2 6 年 8 月 8 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、下記の保険医療機関において、平成26年7月22日に提出すべき平成26年4月から6月分のデータの提出に遅延等が認められたため、平成26年9月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

記

保険医療機関名	適用期間
埼玉県行田市持田376番地 社会医療法人 壮幸会行田総合病院	平成26年9月1日から 平成26年9月30日まで
東京都品川区東大井6-3-22 東芝病院	
東京都八王子市暁町1-48-18 右田病院	
神奈川県横浜市泉区西が岡1丁目28-1 社会福祉法人 親善福祉協会 国際親善総合病院	
山梨県南アルプス市西野2294-2 医療法人徳洲会 白根徳洲会病院	
大阪府大阪市阿倍野区旭町1丁目5-7 大阪市立大学医学部附属病院	

保険医療機関名	適用期間
大阪府高石市綾園1丁目14-25 医療法人良秀会 高石藤井病院	平成26年9月1日から 平成26年9月30日まで
福岡県大牟田市今山2324-1 医療法人 親仁会 米の山病院	
福岡県大牟田市大字田隈950-1 杉循環器科内科病院	
鹿児島県霧島市国分中央3丁目22-18 国分生協病院	
沖縄県那覇市天久1000番地 医療法人おもと会 大浜第一病院	